

令和8年第7回教育委員会会議

令和8年5月18日

午前 9時00分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 それでは、ただいまから、令和8年第7回教育委員会会議を開会いたします。会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○一川教育総務課長 本日、欠席者はございません。

なお、議案第13号の「四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について」の説明者といたしまして、青少年育成室の中川室付主幹、また、議案第14号「四日市市社会教育委員の委嘱について」の説明者といたしまして、加藤市民生活部次長兼市民生活課長に御出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○廣瀬教育長 はい。傍聴者はお見えですか。

○事務局 本日の傍聴者1名いらっしゃいます。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

2 会議録の承認

○廣瀬教育長 先にお渡ししてあります、令和8年第1回から第3回までの会議録について、何かございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○廣瀬教育長 それでは、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、本日の会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、堀委員と菅生委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定をいたします。

4 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案 8 件、協議 1 件、報告事項 4 件です。そのうち、議案第 19 号及び 20 号、動産の取得について、報告事項、令和 7 年度繰越事業について及び令和 8 年 6 月定例月議会補正予算については、市議会等で審議・検討される事項であるため、また、協議事項、第 5 次四日市市学校教育ビジョンについては、内部で協議・検討中の事項であるため、非公開で審議等する必要があると考えます。

また、報告事項、本市におけるいじめ事案については、個人情報を含む案件であるため、非公開で報告する必要があると考えます。

なお、本市におけるいじめ事案についての参加者は、副教育長、教育監、政策推進監、教育総務課長、学校教育課長、教育推進課長、育ち支援課長、人権・同和教育課長といたしたいと思います。

委員の皆さん、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、後ほど非公開で審議等を行います。

（1）議案

議案第 13 号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第 14 号 四日市市社会教育委員の委嘱について

議案第 15 号 四日市市立図書館協議会委員の任命について

議案第 16 号 四日市市立博物館協議会委員の任命について

議案第 17 号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

議案第 18 号 四日市市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について

○廣瀬教育長 それでは、議案の説明に入ります。二つの議案ごとに区切って進めたいと思います。

議案第 13 号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について及び議案第 14 号、四日市市社会教育委員の委嘱についての説明を順にお願いをいたします。

では、青少年育成室をお願いします。

○中川青少年育成室付主幹 失礼します。こども未来課青少年育成室の中川と申します。本来ならば、室長の太田が来る予定でしたが、ほかの公務と重なり出席することができないため室長の代わりに私のほうからお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

資料3ページ、議案第13号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についてでございます。

4ページの資料を御覧ください。

今年度は2年任期の2年目になります。大原さん、佐藤さんは新任。北村さん、別府さん、宮崎さん、堤さん、柳川さん、伊藤さん、杉本さんは再任でございます。

6ページにございます、四日市市少年自然の家運営協議会規則第3条の規定に基づき、この9名を四日市市少年自然の家運営協議会委員に委嘱又は任命することについて、お諮りいただきたいと思います。

なお、任期は令和8年7月1日から令和9年6月30日までとなります。年2回開催されます運営協議会では、四日市市少年自然の家の運営状況や利用状況等について御審議いただくとともに、自然教室や指定管理者の主催事業等について、委員の皆さんから御意見をいただいております。

昨年7月に開催された1回目では、自然の家から前年度の事業報告や事業計画についての説明、青少年育成室からモニタリングレポートの報告を行いました。委員の皆さんからは、利用者のアンケート集計結果で、ほとんどの人が大変満足となっているのは、スタッフの努力のおかげであるという意見や、ここでしかできない経験があるので、今後もイベントを継続して行ってほしいという声をいただきました。

3月に開催されました2回目では、自然の家から事業報告と次年度の事業計画案、青少年育成室からは次年度の教育目標や教育方針について提案いたしました。委員からは、今後の運営体制について質問があり、自然の家から、よりよい運営をしていくために採用や研修を進めていくという説明がありました。また、料金の見直しについての質問があり、今後の検討課題として確認されました。

今年度も2回の運営協議会を計画しております。四日市市少年自然の家の運営について、今年度も委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、よりよい少年自然の家運営、そして、利用者数のより一層の回復につなげていきたいと思っております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○廣瀬教育長 はい。続いて、市民生活課長、お願いします。

○加藤市民生活課長 おはようございます。市民生活課、加藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って失礼させていただきます。

私のほうから議案第14号、四日市市社会教育委員の委嘱についてでございます。資料は95分の7ページを御覧ください。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条及び四日市市社会教育委員設置条例に基づき設置をしてございます。本日は資料に記載の高原栄美様、式井雅子様、前田匠様、瀬古佐和子様、佐藤綾乃様、宇佐美義文様、瀬川岳彦様、竹下すま子様、石田利博様、近藤典子様、少し離れて、伊藤春樹様の11名の方々を社会教育委員として委嘱することについて、お諮りいたします。

次に8ページを御覧ください。議案参考資料といたしまして、委員の名簿案を付けさせてもらっています。全11名のうち、No. 1から8までの皆様は、記載の各団体から御推薦いただいた方々となります。このうちNo. 5の伊藤春樹様につきましては、前任者の任期中での交代となりますので、任期は前任者の在任期間である令和9年5月31日までとなります。その他の10名の方々は、令和8年5月末が任期満了となりますので、改選に伴う委嘱を行うものです。

次に9ページをお願いします。議案参考資料として、社会教育委員の活動内容等について記載しております。本市の社会教育に関する御意見を頂戴し、また、御審議いただく場として、四日市市社会教育委員会会議を年間2回行っており、毎回テーマを決め、社会教育に関連する市の政策や取組などについて、委員の皆様にご議論いただいております。令和7年度は、11月と2月の2回会議を開催しており、協議事項は資料に記載のとおりでございます。

社会教育委員の委嘱についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○廣瀬教育長 はい。ただいま二つの議案の説明について、御確認、御質問等ございましたらお願いいたします。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、原案のとおり承認といたします。

続いて、議案第15号、四日市市立図書館協議会委員の任命について及び議案第16号、四日市市立博物館協議会委員の任命についての説明を順にお願いします。

図書館長からお願いします。

○**谷本図書館長** 図書館の谷本です。よろしくお願いいたします。

資料95分の12ページを御覧ください。議案第15号、四日市市立図書館協議会委員の任命についてでございます。資料、飛んでいただきまして、95分の15ページを御覧ください。図書館協議会は、図書館法第14条において、館長の諮問機関として公立図書館に置くことができると定められており、本市では、四日市市立図書館協議会条例第2条の規定に基づき、9名の委員がいらっしゃいます。

資料戻っていただいて、95分の13ページを御覧ください。資料に記載の9名の方々を、図書館協議会委員として任命することについて、お諮りさせていただきます。

委員につきましては、学識経験者、図書館ボランティア、学校司書など9人をお願いするものでございます。9名のうち再任が6名、新任が3名です。任期は令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間となります。

令和7年度は3回開催いたしまして、各種事業や現図書館の課題のほか、新図書館に係る計画等について御意見を頂戴いたしました。今年度、新図書館を含む知と交流の拠点施設の基本設計を進めてまいりますので、新図書館に関することを中心に、各種事業に関することなどについても御議論いただくことを想定し、5回の開催を予定してございます。

私からは以上です。

○**廣瀬教育長** はい。博物館副館長、お願いします。

○**杉田博物館副館長** 博物館副館長の杉田です。よろしくお願いいたします。

議案第16号、四日市市立博物館協議会委員の任命について、御説明いたします。

初めに、博物館協議会に関しまして御説明させていただきます。資料のほうは95分の21ページをまず御覧ください。

博物館協議会は博物館法において公立博物館に置くことができると規定されているものでして、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関とされてございます。当館におきましても、博物館の事業報告や次年度以降の計画に対する御意見、博物館運営の方針について様々御意見を頂戴しているところでございます。協議会の委員の構成につきましては、博物館施行規則により、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から任命することになってございます。当館の博物館条例にも同様に規定をしているところでございます。

では、資料18ページを御覧ください。今回、協議会の委員に、記載の1名の方の任命

をお諮りするものでございます。

資料19ページを御覧いただきますと、ここは選出団体や役職名等を記載した表でございます。現協議会委員の任期は昨年6月1日から2年間になってございます。したがって、今回は任期途中の変更となりまして、前任者の残任期間を引き継ぐ1名の方の変更となります。表に記載のとおり、学校教育関係者として、小学校長会代表、中本句子様を後任として任命いたしたく、よろしくお願い申し上げます。

説明のほうは以上でございます。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。ただいまの議案第15号、第16号の説明について、御確認、御質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、原案のとおり承認といたします。

続いて、議案第17号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について及び議案第18号、四日市市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱についての説明を順にお願いします。

育ち支援課長、お願いします。

○川森育ち支援課長 失礼します、育ち支援課、川森でございます。よろしくお願いいたします。

95分の22、議案第17号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についてです。四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例の第4条に基づき、22ページに挙げさせていただいた、10名の方にいじめ問題対策連絡協議会の委員に委嘱、任命をしたいと考えております。

各委員の役職、継続等につきましては、23ページを御覧ください。警察、児相、法務局、校長会代表などのメンバーとなります。今年は3年に一度の改選の年ですが、3名の方については再任ということで引き続きお願いしたいと思います。

次に、24ページを御覧ください。この会議は、各警察署、児童相談所、法務局など、いじめ防止等に関する機関及びその団体がいじめ防止対策について連携が図れるように、情報交換等を行うものです。

協議事項は、いじめに関する記載の3点となります。いじめの状況報告ですが、内容につきましては、文科省調査、認知件数、いじめ発見、いじめの対応、教育委員会の取組な

どを紹介しております。また、事例検討も行い、各関係機関との連携についても話し合う予定です。それぞれの関係機関の取組を確認することで、連携の円滑化が図られ、いじめの早期解決が期待できます。近年のSNSの普及の影響もあり、対応に苦慮する事案が増加していることから、学校だけで解決を目指すことなく、関係機関同士で積極的な連携を図り、いじめの早期解決を図っていききたいと思います。

25ページにつきましては、本協議会の設置に関する法令等の抜粋を上げてございますので御覧ください。

これについては、以上でございます。

続きまして、95分の26、議案第18号、四日市市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱についてです。四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例第10条に基づくもので、任期は3年、今年度が改選の年となります。

各委員の役職につきましては、27ページを御覧ください。早川さんは、福祉・学識経験者、元家裁の調査官ということで、現在は県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとしても活躍いただいております。岡野さんは、心理・臨床心理士です。昨年までの橋本景子さんの後任となります。現在、皇學館大学に勤務されております。梅原さんは医療・精神科医ということで、昨年まで総合心療センター日永に勤務されていた鈴木康太さんの後任です。水沢病院の院長先生です。東さんは、三重弁護士会から推薦をいただいた弁護士です。4人中2名は留任です。

次の28ページを御覧ください。この会議は、市内のいじめの発生状況やいじめ防止対策について協議いただいております。また、専門的な立場から教育委員会の取組についての御助言をいただくこともあります。そして何よりも、市内のいじめ重大事態についての調査委員会として調査をしていただく委員会でもあります。年間2回実施とありますが、いじめ重大事態等が増えますと回数が増え、昨年度は委員会を多数開催いたしました。

29ページにつきましては、本委員会の設置に関する法令等の抜粋が挙げてございますので、御覧ください。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬教育長 はい。それでは、ただいまの議案第17号、18号の説明について御確認、御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、原案のとおり承認いたします。

(2) 報告

「生命（いのち）及び性に関する指導」ガイドブックの策定について

○廣瀬教育長 続いて、報告事項、「生命（いのち）及び性に関する指導」ガイドブックの策定についての説明をお願いします。

教育推進課長、お願いします。

○佐藤教育推進課長 はい。教育推進課、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料は95分の47ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

「生命（いのち）及び性に関する指導」ガイドブックの策定についてですが、まず、1番の策定の背景と基本的な考え方について、御説明申し上げます。子どもたちを取り巻く生命や性をめぐる課題が複雑化をしております。子どもたちに情報を適切に選択し、自らの意思で行動を決定する力を育むことが求められております。

本策定におきましては、ジェンダーの平等や対等な人間関係の構築など、人権教育としての側面を強化するとともに、一人一人の尊厳を礎とし、生命（いのち）の誕生からその終えんまでを見据え、自分らしく幸福に生きるための生命（いのち）の教育を中核に据え、名称を「生命（いのち）及び性に関する指導」といたしました。

2番の策定のポイントについてです。（1）三つの資質・能力についてですが、「生命（いのち）の教育」において、身につけるべき資質・能力を学習指導要領の3観点で整理をいたしました。そこに一覧表のように載せさせていただいております。詳細につきましてはここでは御説明申し上げませんが、ガイドブックの3、4ページに示してございますので、また御覧いただけたらと思います。

（2）に参ります。歯止め規定についてです。本ガイドブックには、学習指導要領において、小中学校で「受精に至る過程を取り扱わないものとする」としております。ただし、学校は子どもの実態に合わせて内容を補うなど、柔軟に指導することができます。専門的な知識が必要な場合は、産婦人科医や助産師等の外部専門家の協力を得て指導をします。

（3）その他です。教員が客観的な根拠に基づき指導できるように、最新の統計グラフやデータにつながるQRコードを掲載しております。四日市市保健所の相談窓口も明示をいたしました。

以上、簡単な説明となりますが、よろしくお願いいたします。

その後に、新しい「生命（いのち）及び性に関する指導」のガイドブックのデータが添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○廣瀬教育長 はい。ただいまの報告につきまして、御確認、御質問等ございましたらお願いします。

菅生委員、お願いします。

○菅生委員 ちょっと分からないので教えてもらいたんですけど、「生命（いのち）及び性に関する指導」ガイドブックは、何を扱って何を扱わないのかっていう、ちょっとその線引きがどういうものの中の、ここの部分だっていうのがちょっと分かりにくくて、教えていただけたらうれしいです。

○佐藤教育推進課長 はい。今までは性に関する指導というガイドブックは出していましたが、国際的な流れで、今は包括的な人権を含めた指導が大切だということで、どちらかというと今回は人権教育に関わる内容のことを、たくさん取り上げております。そこで、題名に生命（いのち）っていう文言が入ってきたということになっております。

○菅生委員 かなり広い感じですね。

○佐藤教育推進課長 そうですね。はい。内容は、広がっていると思います。

○菅生委員 ありがとうございます。今は、ガイドブックの細かいことについて何か審議をするというよりも、こういうものを作りましたという。

○佐藤教育推進課長 報告事項になっております。

○菅生委員 ということでですね、分かりました。

○伊藤委員 よろしいですか。

○廣瀬教育長 はい、伊藤委員お願いします。

○伊藤委員 これ、そうすると性に関するガイドブックが4年ぐらい前ですかね、出てて、それからの新たな改定ということですか。

○佐藤教育推進課長 改定の予定だったのですが、内容がかなり、先ほどのお話ではないですけど、人権教育の内容が大きくなりましたので、新たに策定するという言葉を使わせていただいています。

○伊藤委員 分かりました。いわゆる包括的な性教育っていうことを今後進めようという大きな流れがあることに対応するという。大きな目的を持って作られたんだと思うんですけど。現場から、命であるとか性に関しての指導について、これを作成するに当たって現

場の先生も入っていただいていると思うんですけども、どんな声が聞こえてきているのかなっていうか。いろいろ指導においての、性においてですね、どうであるとかということについては、時々話題にはなるんですけども、四日市においては、特徴的にこういう方向がありますとか、こういう意見がありますという、そういうのがあったら教えていただきたいですけども。

○佐藤教育推進課長 例えば、命の大切さであったり、取り上げたいという声が多いと思います。今までも、性に関する内容だけではなくて自分を大切にすることとか、人を大切にすることってというのは大切に指導してまいりました。外部の専門家の方もそのような視点でお話をしていただくので、あなたたちが生まれてきたのは本当に奇跡なんだよってということから入っていただきます。自分を大切にすることをお話していただくので、その辺りはすごく大事に取り組んできて、現場もそれは実感していると思います。

○伊藤委員 先ほど言いましたように、いわゆる包括的性教育、人間関係づくりであるとか、人権を大切にした教育であるとか、ジェンダー平等も当然ですけど、そういったことも併せながら、この性を御指導、性について指導していく、命について指導するという、これはもうぜひ進めてほしいことなので、現場がこのガイドブックを十分理解していただいて、進めていただくことを期待しています。

○佐藤教育推進課長 はい。ありがとうございます。

○廣瀬教育長 ほかいかがでしょうか。

豊田委員、お願いします。

○豊田委員 すみません、ちょっと今回、概念広く作られたってということなんですけど、実際に展開していく中で時間数というか、広くなれば、それだけどうやって伝えるかっていうのに必要な時間が捻出されないと無理かなと思うんですけど、その辺りはどうなんでしょう。

○佐藤教育推進課長 そうですね。今までも行ってなかったかといったらそんなこともないので、そこをもう一度、念を押すという形にはなると思います。大切にしなければならぬところは変わってないと思いますので、委員がおっしゃられるように時間配分とか、どこを中心に子どもたちに伝えていくかっていうことは、やはり、これからこのガイドブックを基に学校現場も私たちも検討を進めて、よりよい授業をつくっていかなくては、というふうに思っております。

○豊田委員 ありがとうございます。どうぞお願いいたします。

○佐藤教育推進課長 ありがとうございます。

○廣瀬教育長 資料の21ページにあるように、これだけで完結するものではなく、特別活動であったり、体育科や保健体育科であったり、生活科や理科とか技術家庭、家庭科とも関係してくるので、その中で学校がどうカリキュラムをマネジメントしていくのか、そういう考え方を示す大きなものであるのかなと。何をするのかは、例示はしているものの、学校が選択してカリキュラムを、子どもたちを育むためのカリキュラムをつくり直す、整え直すってところなのかなというふうに思っています。

○菅生委員 ぜひお願いなんですけど、カリキュラムの中でいろいろやるのはすごく大事ななと思いつつ、どうしても教科だと、教科の勉強みたいな感じになりがちなので、それをどうやって子どもたちの一人一人に落とし込むのかっていうところが、すごく大事ななと思っています。日常の中にどう溶け込ませるのかみたいな。その辺もぜひ併せてお願いできたらうれしいです。というのも何か私は基本的に社会人の方々とよく話をするんですけど、もうまさにこの人権って、みんなどう思ってるんだろうって思う場面が山ほどあって、でもそれって大人になってから気づく場面もあるでしょうけど、子どもの頃からの積み重ねがすごく大事ななと思っています。

もう、それを全部先生方をお願いするっていうわけではありませんが、私たち大人も、もちろん先生方も、みんな、何かより生きやすいといつかね。もう幸せに一人一人が暮らせるような、そんな社会にしていくために、本当に心の底から人権って、自分も大事だし、ほかの人も大事だよなって、いろんな場面で思えるような、何かそんな取組にしていただけならとてもうれしいなと思いました。よろしくお願いします。

○佐藤教育推進課長 はい。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。本当に教科の学習とか単体で知識みたいな捉えになってしまうことも往々にしてあるんですけど、そうじゃなくって、今、マイクロアグレッションという言葉がこの頃たくさん聞くようになっていて日常の人を大切にする、自分を大切にするっていう教師の問いかけであるとか、そういった視点をどれだけ入れられるかで、子どもたちが整理統合して、自分の中で確立していけるような、そういったサポートは常々していかなくはないのかなというふうに思っていますので、人権教育も、この性と生命に関する指導についても、同じ枠組みの中で包括的に、まさに包括的に学校が指導できるように教育推進課だけでなく人権・同和教育課も一緒にやるとか、いろんなところで進めていけるといいかなと思っています。

○菅生委員　お願いします。

○廣瀬教育長　はい。ほかいかがですか。

堀委員、お願いします。

○堀委員　ちょうど第1回コミュニティスクールの運営協議会が各校であったかと思うんですけど、関わっている中学校のコミュニティスクールで、この性に関する話題が地域の方のほうから出まして、それは連合自治会長さんから出たんですけど、新聞の切り抜きを御持参されていて、今どういうふうに性教育が行われてるか地域は知らない。昔の性教育とはもちろん違うと思う。昨年度の授業の中で保健の授業で性に関することとか、人権的な部分も含めて授業されてたのがとっても新鮮だったっておっしゃっていて、地域の方にも、それを知ってもらったり、一緒に勉強する機会とかアップデートする機会があればいいよねっていう話をCSでしました。

ここで、このガイドブックがあるっていうことを言えばよかったんですけど、これをぜひ、CSとかPTAでもいいんですけど、もちろん保護者さんも意識は高い方が多いので、これを学校がどういうふうに性に関する指導をしているのか。保健の先生頼みとか、保健体育の授業だけじゃなくって系統立てて、いろいろ取り組んでいただいているっていうことを広く知ってもらえるようにしてほしいなと思いますので、ぜひCSでまず配ってください。

4番、ページ数で言うと、95分の58ページに、家庭・地域社会との連携ってあるんですけど、具体例出してあって、もちろんこれは多分もう既に連携されてる内容を、具体例として挙げていただいているんですけど、ここにプラス、こんなこともできるよっていう、もし提案とかが、さらにあるといいのかなと思っていて。というのはPTAがちょっと、今もう縮小傾向に、どこの学校もあるのは課題かなと思っているので、PTAもそうだし、コミュニティスクール、CSでもどんどん取り組んでもらえるような事例というか、アイデアというか、を乗せてもらえると、こんなんでできるよねってイメージが膨らみやすいのかなというふうに思いました。よろしくお願いします。

○佐藤教育推進課長　ありがとうございます。何かしらまた発信する方法とか伝える方法は、校長とも検討しながら進めていきたいなと考えます。ありがとうございます。

○廣瀬教育長　大事な視点ですね。知ってもらってないとやってないのと一緒になので、周知・啓発っていうのは重要なポイントかなと思いますので、何かもう当たり前にやっていることって、実はそうではなく、結構、力入れてやってることもあるので、発信していき

たいと思います。

この件、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、それでは非公開の案件に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。9 5 分の 1
9 ページの博物館協議会委員の 2 番、澤井校長先生の所属が桜中学校となっておりますが、
これ前任の所属でして、今年は港中学校ですので、訂正をお願いします。承認はよろしい
ですかね。すみません、資料訂正をお願いいたします。